地方自治体の主体性の保証を求める意見書

地方税で **当** てる方針 平成二十 」と、平成十七年二月十五定の合理的な基準によって の水準を維持 を打ち出 五 年度予算編成 写重し、条件をいる。そして、 した。 条件 によって再配分する、し得るよう財源を保険 : を 付 付け、又はその使途地方交付税法では、 交付 日 の衆議院本会議にお 税 を保障 9る、いわば「早を保障する見地ない。団体間の財源地方交付税を削減 使途を制 において は「国がいた」 からの は、交付税で小泉純いが地方に 均 衡 \mathcal{O} %らない」と定れの交付に当た 一代 削 郎わ 減分 って徴 内閣 7 玉 総 が 定なっていた。代わって、一般であっている。 めっ わべ・ って減

られるだけであ 費を歳出に特 も防災・ 国家公務員と同 を揺るがす 回の地方交付 減災 大きな問題と考える :別枠を設定して計上するとしている。賃金の削減を行わなければ、予算が事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するため、給与削減額に見合った ŋ 様に賃金を七 税 これは地方交付税法に照ら の減 額に 7 パ -セント!! が足り 削 |減す しても問題視す 対応するため、給与削減すべきとの考え方に基づりないという理由ではな べき行為 削減額に見合った事業基づき提案され、しかはなく、地方公務員も で、 地 方自治 \mathcal{O} 本旨 . 減 じ

七年 全うする \mathcal{O} 政健全化に努力を 定数削 七 地方自治体 度から二十 で捻出され 脳を実施 ため の定数削 に行 は た 減を行 年度の間に地方公務員財源は約二兆円にも及 わ 財政健全化 てきた。 れ てきた。 てきたのである。 った。 都道府 このため これらのこれられ 県に で ハても平成十六年度具の定数削減目標 んは年 でいる。更に行財政改革を計画的に.平成十一年度から二十四年度までに.以上も前から独自の賃金カットを行 減目標を六 財政の中でも主体的に、地度から二十三年度までに十 ・ 四 パ ーセ とし に進め 賃金な 地方 が 七 目 $\overline{\mathcal{O}}$

識させ、 地方交付 ファ て 対 ネ ッ 応 使途に を脅かす部門にまで、 自性 0 ・主体性を ある。 E 3回录するにめにも、このような国の誤った地方自治体の主体性を欠くような国の指導があにまで、地方自治体の裁量を認めない状況ともを得やすい職員賃金の削減から始まり、やがてある。 なりなり 考 てはか民 え 方 ならいない。

よって 地方自治 の本旨を尊重 政府に 里し、地方自治なにおかれては、こ これ 体 の自由 らのことを踏まえ、 裁量に委ねることにより 地方交付税 対地方自治体の対象に \mathcal{O} 2 主い 体 7

地方自治 地方自治法第九· 地するよう求め1 十九 条の 規定により 意見書を提出する。

平成二十五年三月二十八日

院院 健 文 二明

大分県議会議長

志

村

学

務務 大大 臣臣臣長長 新麻安平伊 藤生倍田吹 義太晋 孝郎三 殿殿殿殿殿

総財内参衆